

練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年8月14日

練馬区教育委員会

教育長 三 浦 康 彰

練馬区教育委員会規則第11号

## 練馬区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

練馬区立学校通学区域に関する規則（昭和59年2月練馬区教育委員会規則第1号）の一部をつぎのように改正する。

別表の(1)の表練馬区立練馬小学校の項中「(34番)」を「(34番の一部)」に、「および31番から35番まで」を「、31番、32番、33番の一部、34番の一部および35番」に、「から32番まで」を「の一部、31番および32番」に改め、同表練馬区立高松小学校の項中「1番から4番まで、19番から23番までおよび30番から32番までを除く。）、高松二丁目」を「27番、28番、29番の一部および33番から42番まで）、高松二丁目（6番の一部、7番から11番まで、12番の一部および13番から30番まで）」に改め、同表練馬区立春日小学校の項中「および30番から33番まで」を「、30番から33番まで、34番の一部および35番」に、「および31番から35番まで」を「、31番、32番、33番の一部、34番の一部および35番」に、「1番から4番までおよび19番から23番まで」を「27番、28番、29番の一部、30番の一部および31番から42番までを除く。）、高松二丁目（6番の一部、7番から11番まで、12番の一部および13番から30番までを除く。）」に改める。

### 付 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。